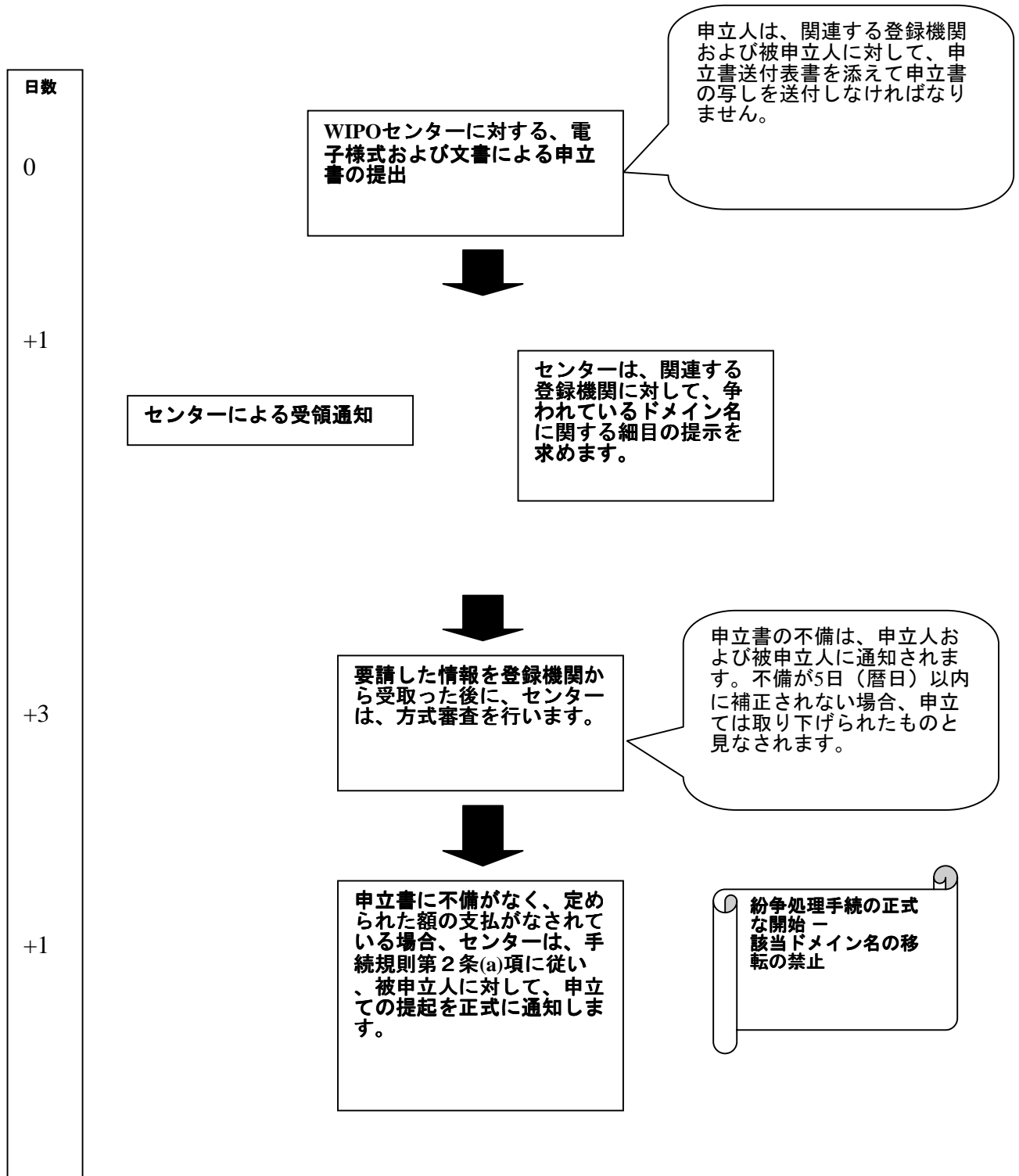




ドメイン名紛争統一処理手続
(1999年10月24日承認のICANN手続規則および
1999年12月1日発効のWIPO補則に依拠)



+20

↓
紛争処理手続の正式な開始から20日（暦日）以内に、答弁書を提出

懈怠に関する通知は、答弁書が期日までに提出されなかった場合に送付されます。この場合、センターは、被申立人によるパネルリストに関する指定を考慮しないことがあります。また、期日に遅れて提出された答弁書を考慮するか否かは、パネルの裁量によります。

↓
センターが、受領通知または被申立人の懈怠に関する通知を送付

+5
to
+15

↓
被申立人の懈怠の有無に係わらず、センターは、1名あるいは3名からなる紛争処理パネルの指名手続を進めます。

申立人と被申立人の双方が1名構成の紛争処理パネルを指定した場合、センターは、センターが公表するリストから指名を行います。被申立人と被申立人のいずれかが、3名構成のパネルを指定した場合、センターは3名構成のパネルを指名します。その際、センターは、申立人が挙げた3名の候補者および被申立人が挙げた3名の候補者からそれぞれ1名を指名するよう努めます。3名構成のパネルにおける首席パネルリストは、両当事者の意向を考慮しながら指名します。

+14

↓
パネルは、指名から14日以内に、センターに対して裁定を送付しなければなりません。

処理方針第4条(k)項に従い、登録機関は、申立てを認容する裁定を受領してから10日(営業日)後に実施しなければなりません。ただし、申立人が服する裁判管轄において、被申立人が訴訟を提起した場合を除きます。この場合、当事者間で紛争が解決されたか、または、当該訴訟が棄却または取り下げられたことの十分な証拠、または、当該訴訟を棄却するか、被申立人には当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとする裁判所の命令の写しを受け取るまでは、登録機関はいかなる手続も取りません。

+3

↓
センターは、裁定を受領してから3日以内に、両当事者、ICANN、関連する登録機関に対して裁定を送付します。

↓
登録機関は、申立てが認容され、処理方針第4条(k)項に定める訴訟が被申立人により提起されない場合に、裁定が実施される日を両当事者、ICANN、センターに対して通知します。

+10

↓
登録機関により裁定が実施されます。